

令和8年度診療報酬改定における 歯科診療行為マスターの変更点について

【凡例】

項目…各種マスターの項目のこと

フラグ…各種マスターの設定値のこと

審査運営部 コンピュータチェック課
歯科チェック機能整備係

【I－1 医療機関等が直面する人件費や、医療材料費、食材料費、光熱水費及び委託費等といった物件費の高騰を踏まえた対応－①】

① 物件費の高騰を踏まえた対応

第1 基本的な考え方

これまでの物価高騰による医療機関等の物件費負担の増加を踏まえ、初・再診料等及び入院基本料等について必要な見直しを行う。また、令和8年度及び令和9年度における物件費の更なる高騰に対応する観点から、その担う医療機能も踏まえつつ、物価高騰に対応した新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等について、所要の点数の引上げを行う。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、入院料はその機能に応じて、所要の点数を引き上げる。

5. 物価対応料

令和8年度及び令和9年度の物価上昇に段階的に対応するため、基本診療料・調剤基本料等の算定に併せて算定可能な加算として、物価対応料を新設する。

(新) 物価対応料（1日につき）

1 外来・在宅物価対応料

イ	初診時	●●点
ロ	再診時等	●●点
ハ	訪問診療時	●●点

2 入院物価対応料

イ	急性期一般入院料1を算定する場合	●●点
ロ	急性期一般入院料2を算定する場合	●●点
ハ	急性期一般入院料3を算定する場合	●●点
ニ	急性期一般入院料4を算定する場合	●●点
ホ	急性期一般入院料5を算定する場合	●●点
ヘ	急性期一般入院料6を算定する場合	●●点
ト	地域一般入院料1を算定する場合	●●点
チ	地域一般入院料2を算定する場合	●●点
リ	地域一般入院料3を算定する場合	●●点
ヌ	特別入院基本料（一般病棟）を算定する場合	●●点

項目の変更

○「予備」から「物価対応料実施判断区分」へ変更

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
64	予備	数字	3	可変	未使用：省略



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大 バイト	項目 形式	
64	物価対応料実施判断区分	英数	1	固定	物価対応料を算定可能な診療行為であるか否かを表す。 0：「1」及び「2」以外の診療行為 1：物価対応料自体 2：物価対応料に関する診療行為

項目の変更

○「予備」から「物価対応料区分」へ変更

項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
65	予備	数字	3	可変	未使用：省略



項番	項目名	形式			内容
		モード	最大バイト	項目形式	
65	物価対応料区分	英数	3	固定	物価対応料が算定できる診療行為のグループ区分を表す。 0：「1」から「500」以外の診療行為 1：外来・在宅物価対応料（初診時） 2：外来・在宅物価対応料（再診時等） 3：外来・在宅物価対応料（訪問診療時） 4：急性期病院A一般入院料を算定する場合 5：急性期病院B一般入院料を算定する場合（ハの場合を除く。） 6：急性期病院B一般入院料及び看護・多職種協働加算を算定する場合 7：急性期一般入院料1を算定する場合 (以下、省略・・・)